

告 示

埼玉県告示第七百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和六年六月十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク杉戸下高野店

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野字新道向二千三百九十三番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 来退店を円滑に行うために混雑時には交通誘導員を配置すること。
- (2) 都市機能誘導区域外での開発となるため、立地適正化計画に基づき、開発及び建築等行為の届出をそれぞれの行為の三十日前までに提出すること。また、今後、休止又は廃止をする場合には、誘導施設の休廃止届出書を提出すること。
- (3) 計画内容の変更等によって、開発行為等事前協議における協議事項に変更が生じた場合又は新たな協議が必要となった場合は、その都度担当課と協議すること。
- (4) 当町と防災協定の締結をすること。
- (5) 杉戸町商工会への加入をすること。
- (6) 開発区域に接する水路については、事業者において定期的に清掃等地先管理にてお願ひします。

二 縦覧期間

令和六年六月十八日から令和六年七月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター